平成 23 年 1 月 28 日
Rev. 0. A

道路事業者からのお願い

はじめに

必ず、ETC システム利用規程等をお読みください

・ETC システム利用規程、同実施細則（以下「利用規程等」という。）、ETC カードの利用約款などに、ご利用上の注意事項が記載されています。また、特に、エラーや事故の発生原因になる等の重要な事項について、以下に記載しました。
ETC のご利用前に、必ずお読みください。

※ 利用規程等は、道路事業者の「供用約款」と合わせて「約款」となりますので、遵守事項については必ずお守りください。

乗車前のご注意

専門の取付店で車載器を取り付けてください

・ 車両への車載器の取り付けは、専門の取付店等で確実に行ってください。

・ 車載器メーカーが販売する車載器を分解・改造することは、禁止されています。分解・改造された車載器で ETC を利用なさらないようお願いします。

※ 車載器は車載器メーカーの示す方法によって取り付けてください。メーカーが示す方法以外（シガーソケット等による簡易取付など）では、利用できません。
※ 分解・改造された車載器は、利用規程等に違反するため、セットアップすることはできません。
※ 四輪車用 ETC 車載器を二輪車に取り付けた場合も、利用規程等に違反するため、セットアップすることはできません。

ETC カードを車載器に確実に挿入し、エラー等がないかの確認を!!

・ご乗車時に、ETC カードを車載器に確実に挿入し、エラー等がないかを確認してご利用ください。ETC カードが確実に挿入されていても、車載器が正しく作動していない場合、開閉バーが開きません。
車載器への ETC カードの挿し忘れ、挿し込み不良により、開閉バーが開かないケースが増えています。

※ ETC カードの挿し込み方向（前後・表裏）にご注意ください。

※ ETC カードを車載器に挿入し、ETC が利用可能である旨の音声案内等を確認してください。またそのときには音声ボリュームにも注意してください。

※ 料金所の手前等に、ETC カードが正常に挿入されていないことを車載器にお知らせするアンテナが設置されている箇所があります。ETC カードが正常に挿入されていないことのお知らせがあった場合には、ETC 無線走行はできませんので、一般車線又は混在車線をご利用ください。

・車載器が ETC カードを認証するまでには、数秒かかりますので、料金所直前での ETC カードの挿入は、エラーの原因となることがあります。

・車載器のアンテナ周辺に物を置いたり、物で遮ったり、安易な取り付け個所の変更などをしないでください。

※ 正常に通信できないとエラーが発生し、開閉バーが開きません。

ETC カードの有効期限のご注意

・有効期限切れの ETC カードは、使用できません。また、開閉バーが開きません。お手持ちの ETC カードに記載された有効期限をあらかじめご確認ください。

※ 車載器によっては、有効期限切れの ETC カードを差し込んでも、エラー表示はされません。

※ ETC カード更新の際には特にご注意ください。

ETC カードの保管上のご注意

・ETC カードを車載器に挿入したまま車内に放置すると、カードが高温で変形し、車載器が正常に動作しなくなることがあります。また、ETC カードに強い力を加えることもカード変形の原因となりますので取扱いにはご注意ください。

・盗難防止の観点から、車から離れる際は ETC カードを車載器から外し、携行していただくことをお勧めします。その場合、再度 ETC レーンを利用される場合には再乗車時に取り出した ETC カードを忘れずに必ず確実な挿入確認をお願いします。

走行中のご注意

十分な車間距離を取り、２０ｋm/ｈ以下に減速、徐行してください!!

・ ETC 車線に設置されている開閉バーは、車載器とアンテナとの間の通信等が正常に行なわれなかった場合には、開かないことがありますので、ご注意ください。
また、前車に接近して通行しようとしたときに、エラーが発生すると、前車通過後、開閉バーが閉まりますので、ご注意ください。

・ 料金所では、案内板などにより、ETC が利用可能な車線であることを確認して進入してください。

・ETC 車線を通行される際は、前車と十分な車間距離をとった上で、開閉バーの手前で安全に停止できるよう十分に減速し、開閉バーが開いたことを確認して、ご通行ください。

・ETC 車線を通行する際は、２０ｋm/ｈ以下に減速して進入し徐行して通過していただくようお願いします。

※ 利用規程等によらないご利用方法により、道路設備に損傷を与えた場合には、復旧に要する費用をご負担していただく場合がありますので、ご注意ください。

・もし、入口料金所の ETC 車線で通信エラー等により、通行券を受け取られた場合には、出口料金所での料金のお支払いは、係員のいる車線（一般車線又は混在車線）で、一旦停車して、ETC カードと通行券を係員にお渡しください。

・料金をお支払いいただく料金所で異常が発生した場合は、 料金所での案内、又は係員へお知らせ後、その案内に従ってください。

・入口料金所を ETC で通行した場合で、出口料金所で ETC 車線がご利用できないときあるいは設置されていないときは、一旦停車して ETC カードを係員にお渡しください。

・通行料金の請求を受ける料金所で、ETC 車線が閉鎖されている場合は、係員のいる車線（一般車線又は混在車線）で ETC カードでの支払いが可能です。無理な車線変更は危険ですので、おやめください。

※ ETC 車線の機器の点検等により、ETC 車線を閉鎖している場合がありますのでご注意ください。

・有料道路の利用開始から利用終了までは、同一の ETC カードを継続してご使用ください。料金所以外にも ETC アンテナが設置されている箇所があり、ETC カードには走行中、通行料金の計算に必要な情報が記録されます。途中でカードを入れかえると正しく料金が計算されない場合があります。

・走行中は、ETC カードを車載器から抜き挿ししないでください。正常に通信できなかったり、ETC カードの破損やエラーを引き起こす場合があります。

・入口で ETC が正常に通信できなかった場合（入口料金所通過直後の車載器のエラー音あるいは音声案内にご注意ください）は、出口料金所では、係員のいる車線（一般車線又は混在車線）で一旦停車し、係員にお申し出ください。

スマートＩＣの車線を通行する場合は、次の事項にご注意ください

・スマートＩＣは、ETC 専用インターチェンジです。所定の方法で車両に取り付け・セットアップされた ETC 車載器に、有効な ETC カードを確実に挿入し、ETC システムをご利用可能な場合に通行することができます。

・運営時間、出入方向及び対象車種等に制約がありますのでご注意ください。

・スマートＩＣでは、車が停止した状態で通信のやりとりが行われ、開閉バーが開くシステムとなっておりますので、必ず開閉バーの手前で一旦停止してください。
なお、一旦停止してもバーが開かない場合には、車線に設置されたインターホン等で係員を呼び、案内に従ってください。

・ 通行止めなどを実施した場合や道路を管理するうえで必要な場合、やむを得ず、予告なく出入口を閉鎖することがあります。この場合、最寄りのＩＣをご利用ください。

もしも、開閉バーが開かなかった場合のご注意

ETC 車線では、絶対に車をバックさせないで!!

・ETC 車線で、開閉バーが開かないなどの理由で停止された場合には、危険ですので絶対に車をバックさせないでください。
料金所での案内、又は係員へお知らせ後、その案内に従ってください。

※ バックすると後続車に追突される危険がありますし、バックして他の車線に入りなおすことは、エラー発生の原因となります。

ETC カードを挿入せずに（または通信できなかった状態で）ETC 車線を通過してしまったときは、速やかに道路事業者にご連絡を!!

・うっかり ETC カードを車載器に挿入し忘れて ETC 車線を通過された場合などは、速やかに、当該道路を管理する道路事業者（高速道路会社など）にご通行の状況を連絡してください。

車載器の再セットアップ

車載器の付替え、車両ナンバー変更時は再セットアップを!!

・車載器を他の車両に付替える場合や住所変更および車載器付きの中古車を購入または譲り受けた等により車両のナンバープレートが変更になった場合、けん引ができる構造に改造した場合などは、再度のセットアップ（車載器への車両情報の登録）が必要となります。再度のセットアップは、車載器をお買い求めになった販売店又は最寄りのセットアップ店にご相談下さい。

※ 新たにセットアップを行わないと、ETC のご利用ができない場合や割引が適用にならない場合があります。

車載器管理番号に関するお願い

車載器管理番号は、ETC の各種割引サービスのための必要な番号です。

・車載器管理番号は、お持ちの車載器または車載器のパッケージに記載されている１９桁の固有の番号で、ETC の各種割引サービスを受ける場合、あるいは今後の新たなサービスを受けるにあたって必要な番号です。『ETC 車載器セットアップ申込書・証明書（お客様保存用)』を大切に保管していただくとともに、車載器管理番号を別に記録し、保管するようにしてください。

障害者割引制度における ETC 利用について

・ETC 無線走行で障害者割引の適用を受けるには、事前に福祉事務所等での手続きと、併せて有料道路事業者が設置する窓口への登録が必要になります。両方の手続きがなされていない場合、ETC 無線走行での障害者割引が適用されません。

※ 既に ETC 無線走行以外の支払での障害者割引適用の手続きをしている場合でも、改めて同様の手続きと登録をする必要があります。

※ 通行料金の請求を受ける料金所で ETC 車線が閉鎖されている場合は、係員のいる車線（一般車線又は混在車線）で、一旦停車して係員に ETC カードを渡し、身体障害者手帳又は療育手帳を呈示して確認を受けてください。

※ ETC 無線走行で障害者割引の適用を受けようとする場合でも、必ず身体障害者手帳又は療育手帳を携行してください。

※ 障害者割引には有効期限があります。ご利用の前に有効期限を確認してください。なお、有効期限の更新手続きは福祉事務所等で行ってください。

※ 登録済の ETC カード、ETC 車載器、車両を変更される場合は、ETC のご利用前に福祉事務所等で変更手続きを行ってください。

お問合せ一覧

● ETCのご利用に関して

東日本高速道路株式会社

NEXCO 東日本お客さまセンター　0570-024024
（PHS・IP 電話のお客様　03-5338-7524）
受付時間：24 時間（年中無休）

中日本高速道路株式会社

NEXCO 中日本お客さまセンター　0120-922-229
（フリーコールがご利用できないお客様は　052-223-0333）
受付時間：24 時間（年中無休）

西日本高速道路株式会社

NEXCO 西日本お客さまセンター　0120-924863
（フリーコールがご利用できないお客様は　06-6876-9031）
受付時間：24 時間（年中無休）

本州四国連絡高速道路株式会社

本四高速お客さま窓口　078-291-1033
受付時間：　9：00 ～ 17：30（年末年始を除く）

首都高速道路株式会社

首都高 ETC コールセンター　03-6667-5859
受付時間：　9：00 ～ 18：00（年中無休）

阪神高速道路株式会社

阪神高速お客さまセンター　06-6576-1484
受付時間：月～金 8：30 ～ 19：00（土日・祝日・年末年始は 9：00～18：00）

● ETCカードおよび請求金額に関して

お手持ちのETCカード発行元にご確認ください。

● 車載器に関して

車載器の購入先、または取扱説明書に記載されている連絡先にお問合せ下さい。

● セットアップに関して

財団法人 道路システム高度化推進機構（ORSE）

ETC お問い合わせ窓口　03-5216-3856

受付時間：月～金 9：00 ～ 18：00（土日・祝日・年末年始を除く）